

令和 7 年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務委託

に係るプロポーザル実施要領

本市の市政情報や、魅力等を効果的に発信するための広報動画コンテンツの企画・制作を行う、令和 7 年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務について、プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務委託仕様書」のとおり。なお、本業務は倉敷市くらしき情報発信課と綿密な協議のうえ、実施するものとする。

(3) 委託契約期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

2, 574, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募の要件

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (3) 代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加申込書の受付締切日から契約締結の日まで、倉敷市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書の提出時点で引き続き 2 年以上その業務を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更

- 生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 賦課されているすべての税(国税、岡山県税、市税)に滞納がないこと。

3 実施スケジュール

事 項	期 間
募集周知及び 実施要領の交付	令和7年4月7日(月)から 令和7年4月17日(木)まで
参加申込書の提出期限	令和7年4月17日(木) 17時
質問受付期限	令和7年4月18日(金) 12時
質問回答期限	令和7年4月18日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年4月25日(金) 17時
選定結果の通知・公表	令和7年5月上旬

4 応募手続等

(1) 実施要領・仕様書等の交付

① 交付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月17日(木)まで

※直接交付は8時30分から17時15分まで。ただし、土・日曜を除く。

② 交付方法

倉敷市公式ホームページからのダウンロード又は倉敷市くらしき情報発信課(倉敷市役所本庁舎3階)で交付する。

(2) 参加申込書の提出

参加希望者は、次の内容に従い期限までに「令和7年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務委託参加申込書」に必要書類(法人に関する調書、納税証明書(国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明)、履歴事項全部証明書(原本または写し)、決算書(原本の写しで、直近のもの))を添付して提出すること。

① 提出期限

令和7年4月17日(木) 17時

② 提出場所

倉敷市くらしき情報発信課(倉敷市役所本庁舎3階)

③ 提出方法

持参による。(郵送、FAX、電子メールでの提出は不可)

※受付時間は８時３０分から１７時１５分まで。ただし、土・日曜を除く。

④ 提出部数

１部

⑤ その他

本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、必ず委任状を添付すること。

(３) 参加資格の確認通知

参加資格について確認の後、結果を電子メールにて随時通知。

５ 企画提案書作成に関する質問の受付

(１) 提出期限

令和７年４月１８日（金）１２時

(２) 提出場所

倉敷市くらしき情報発信課（倉敷市役所本庁舎３階）

(３) 提出方法

別紙「質問書」により電子メールで提出すること（期日必着）。受付時間は、８時３０分から１７時１５分まで。ただし、土・日曜、祝日を除く。電子メール送信後、必ず電話等で送信した旨伝え、着信を確認すること。

(４) 質問の回答期限

令和７年４月１８日（金）１７時までに順次電子メールにて回答。併せて、倉敷市公式ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては回答できない場合がある。

６ 企画提案書の提出

別紙「企画提案書の提出について」に「『令和７年度倉敷市広報チャンネル番組制作業務』企画提案書（案）」を参考にした提案書を添え、次の内容に従い、見積書を添付して提出すること。提出様式は問わないが、上記の「企画提案書（案）」に記載した内容を最低限の内容として含めること。

(１) 提出期限

令和７年４月２５日（金）１７時

(２) 提出場所

倉敷市くらしき情報発信課（倉敷市役所本庁舎３階）

(３) 提出方法

持参による。（郵送、ＦＡＸ、電子メールでの提出は不可）

※受付時間は８時３０分から１７時１５分まで。ただし、土・日曜、祝日を除く。

(４) 提出部数

- ・企画提案書の提出について 1 部（正本）
- ・企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ・見積書 1 部（正本）

※「正本」とは法人名を記載したもの、「副本」とは審査委員会で委員に配布する正本の写し。副本は、法人名を伏せて審査ができるよう法人名称やロゴ、ホームページのURLなどの記載がないものを用意すること。

（５）その他

提出する提案は、1 提案者につき 1 案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

7 委託候補者の選定・通知

（１）審査方法

複数の委員で構成する審査委員会において、別に定める「評価基準書」により、事業者の企画提案書及び事業費積算見積書の内容を審査し、書類選考により委託候補者を選定する。なお、審査内容、審査経緯については公表しない。

（２）審査結果の通知方法

令和 7 年 5 月上旬に、選出された提案者及び選出されなかった提案者に対し、「参加申込書」へ記入されたメールアドレス宛に通知を行う。なお、選出結果に対する異議等は一切受け付けない。

8 委託契約等

- （１）上記 7 において選定された者と交渉を行い、内容について合意の上、別途関係法令等により契約手続を行う。
- （２）契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和 42 年倉敷市規則第 22 号）第 173 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付しなければならない。ただし、同規則第 175 条各号に規定する場合は全部又は一部を納付させないことができる。
- （３）選定者は、委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- （４）その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

9 その他

- （１）提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- （２）事業成果等は倉敷市に帰属する。
- （３）企画提案書の作成及び提出等に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- （４）参加申込書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退

することになった場合は、速やかに「辞退届」により倉敷市へ報告すること。

- (5) 参加申込書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査対象から除外する。
- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加申込書及び企画提案書
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ・ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ・ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ・ その他、不適切と判断された場合
- (6) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (7) 見積金額が著しく低い場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不適当と認められる場合は、当該提案者から説明を求めることがある。
- (8) 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では一切使用しない。
- (9) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

10 問合せ・提出先

倉敷市市長公室くらしき情報発信課（担当：逸見）

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地（倉敷市役所本庁舎3階）

TEL：086-426-3061

E-mail：pubinfo@city.kurashiki.okayama.jp